

## 外国企業等からの主な意見

— 対日直接投資に関する有識者懇談会 中間整理 —

本懇談会においては、対日直接投資の促進に向けた課題を整理するため、委員及びオブザーバーからのプレゼンテーションや、外国企業のゲストスピーカーを招いたヒアリングを実施してきた。また、事務局にて個別に外国企業を訪問して意見を聴取した。

前回までの会合（第1回～第3回）において出された意見を中心に、個別訪問により聴取した意見も含め、以下の通り、対日直接投資の促進に向けた課題を中間的に整理した。

### 1. 対日直接投資の増加のための課題

外国企業等からは、日本を投資先として積極的に評価する要因として、①大きな市場規模、②高い技術力、③技術と経験の豊富な労働力、④超高齢化など課題先進国としての可能性、⑤安全性やインフラの利便性、⑥低い資本コスト、等が指摘。

一方で、外国企業等から指摘された日本の問題点を大きく整理すると、低い収益性に関する問題と、その裏腹の関係にある高いコストの問題に集約される。

以下では、総論としての大きな問題点を整理。

#### （1）低い収益性

日本企業の株主資本収益率（ROE）は総じて欧米の企業よりも低い。企業が投資を行う最大の目的は利益の追求であり、投資判断を行う企業経営者にとって、その市場で期待できる収益率の高さは極めて重要。

##### ① 市場構造等

日本では、労働市場の流動性が低く、国内でのM&Aも警戒感が強く不活発。このように、労働、資本といった生産要素の流動性が低いことが、変化に乏しく、小さなシェア同士で多数の企業が競争する過当競争状態につながっている。

また、労働生産性に応じた賃金体系になっていないほか、リスクをとって高いリターンを追求する成功報酬のシステムも一般的でない。意欲と能力のある人材が最大限に力を発揮できる環境が不十分。

さらに、閉鎖的な取引慣行や企業における意思決定の遅さも指摘されている。

こうしたことが、いずれも収益性の低さにつながっている。

## ② グローバルに活躍できる人材の不足

外国企業が日本で高い収益を目指すためには、日本国内で優秀な人材を確保することが不可欠。優秀な人材を確保でき、高い効率性を実現できるのであれば、賃金が高くても十分やっていける、との指摘も。

しかし、日本にはグローバルに活躍する能力をもつ人材、特に、十分な英語能力を持つ人材が不足。人材の流動性が乏しいことも、新たに参入してくる外国企業にとって、途中で優秀な人材の確保を困難にしている。

また、女性の社会進出が遅れていることも問題。

## ③ コーポレート・ガバナンス

収益率を高めるためには株主利益を適正に追求することが重要。従業員、取引先等の様々なステークホルダーの立場が複合的に考慮される日本的なコーポレート・ガバナンスのあり方は、株主の立場をよりストレートに反映する外国企業に比べ、透明性に欠け、企業の収益率の低さの一因となっている。

他方、日本側の委員から、コーポレート・ガバナンスの問題が投資判断に直接影響を与える重要な課題であるか否かは疑問であると問題提起。

## (2) 高いコスト

低い収益性と裏腹の関係にある課題として、高いコストの問題がある。

### ① 事業コスト

日本では、高いエネルギーコスト、複雑な流通体系に起因する流通コスト、安全基準や品質基準を満たすために必要なコストなど、事業活動にあたっての多くの面でコストが高い。

また、新興国と比較して人件費や事務所経費に係るコストが高い。特に、英語能力を有する人材を雇用するためには、他国に比べて非常に高い報酬を支払う必要。

農産物等の一部の市場では、市場への参入が制限されているほか、価格が固定されているため、原材料価格が高く、それが関連する外国企業の参入を妨げる要因ともなっている。

### ② 税制面でのコスト

日本の法人税率は、アメリカを除く他の主要国に比べて高い水準にある。特に、地理的に近いアジア諸国との比較では、日本の高さは際立っており、グローバル企業のアジアにおける立地選択において、日本は税制面で不利な状況。

欠損金を繰越すことのできる期間が短いこと、納税にかかる時間的コスト

が高いことも課題。

また、高所得者の個人所得税率が高いことは、直接投資とともに入ってくるのが期待される外国人の富裕層にとって制約要因。

## 2. 具体的政策提言

### (1) グローバルな制度との調和

外国企業からの具体的政策提言の中で、日本の制度全般に関連するものは以下のとおり。

#### ① 税制

##### i) 法人税率の引下げ

- ・ 近隣のアジア諸国を含めた他の主要国との比較で高い水準にある法人税の実効税率を引き下げるべき。

##### ii) 欠損金の繰越・繰戻し

- ・ 現在 9 年とされている法人税の欠損金の繰越期間について、他の主要国と同様に、無期限ないし 20 年間程度に延長すべき。
- ・ また、欠損金の繰戻し（当該事業年度に赤字となった場合、前年度の黒字と通算して、前年度分として支払った法人税の還付を受ける）も許容すべき。

##### iii) 納税申告手続の簡素化

- ・ 他の主要国と比較して時間がかかるとされている税申告手続きについて簡素化すべき。

##### iv) 個人所得税の負担軽減

- ・ 高所得者への個人所得税は、他の主要国と比較して高いため、最高税率を 30% 台まで下げるべき。
- ・ 外国人は、日本での居住期間が 5 年間を超えると、国外所得を日本で申告しなければならないため、5 年以内で本国へ帰る外国人が多い。こうした制約を是正すべき。

#### ② コーポレート・ガバナンス

- ・ 取締役の少なくとも 3 分の 1 を独立社外取締役とすべき。
- ・ どの取締役が独立社外取締役かを明確にすべき。
- ・ 取締役の研修に関する会社の方針を開示すべき。

### ③ 人材の確保、雇用制度等

#### i) グローバル人材の育成等

- ・ グローバルビジネスへの対応力のある日本人を育てることが必要。英語、マネジメント能力、リスクテイク判断などについての教育に力を入れるべき。その一環として、例えば、企業幹部や若者が留学やインターンで海外に行くための助成プログラム等を設けるべき。
- ・ 優秀な人材をタイムリーに雇用することができるよう、大卒者の採用を通年化すべき。

#### ii) 雇用契約、解雇についての柔軟性と透明性の確保

- ・ 使用者（事業主）が労働者を合法的に解雇できる場合の基準を明確化すべき。
- ・ 十分に正当な理由を欠く解雇において、原職復帰に代わる金銭的補償制度を導入すべき。

#### iii) 派遣労働に関する規制緩和等

- ・ 派遣労働者を中小企業が雇用する場合には、派遣期間等に関する規制を外すなど、派遣労働に関する規制を緩和すべき。
- ・ 派遣労働者を直接雇用した派遣先企業に対する税制の優遇措置を設けるべき。

#### iv) 外国人材の受入れ

- ・ 高度な技能を有する外国人材の受入れを容易化すべき。
- ・ プラント建設に必要な低技能労働者を有期で雇用できるようにするなど、外国からの人材の受入れを柔軟化すべき。

#### v) その他

- ・ 在宅勤務等の多様な働き方に対応した労働法制とすべき。
- ・ 保育と介護に携わる人材・施設の不足という問題に対処し、女性の就業率を高めるために、家事・介護支援人材の雇用に対する柔軟性を高めるべき。

### ④ 企業合併制度

- ・ 三角合併において、消滅企業の株主が存続企業の親会社の株式を受け取る際、存続会社の活動実態が希薄である場合には、発生したキャピタルゲインに対して課税がなされるが、その課税についても繰延されるようにすべき。

## ⑤ 各種規制の国際調和

- ・ 国際的な規格の導入などにより、各種規制の国際調和を進めるべき。

## (2) 経済連携・社会保障条約・租税条約等の推進

- ・ TPP、EUとのFTA、RCEPなど、主要な貿易協定を早急に締結すべき。
- ・ 二国間の社会保障協定を迅速に実現し、日本で働く外国人が、社会保険料（年金の掛金等）について二重負担をしなくて済むようにすべき。
- ・ 企業間の機密情報移転を容易にする政府間協定の締結を推進すべき。

## (3) 事務手続きの簡略化・効率化

- ・ 法律や各種書類の英語化、手続きのワンストップ化・オンライン化などの簡素化を進めるとともに、英語での申請書の受付を認めるべき。
- ・ 法人設立の際の代表者の日本居住要件を緩和すべき。
- ・ 法律の解釈についての書面での回答の仕組みを設けるべき。

## (4) 生活環境の整備

- ・ 高度な技能を有する外国人の配偶者は職を持っているケースが多いため、日本でも就職を希望する配偶者の労働許可取得を容易化すべき。
- ・ 英語の話せる医療従事者を増やすべき。
- ・ 外国人向けの教育（特に高等教育）を受けやすくするべき。学校法人の認可基準を諸外国と同じようにすべき。

## (5) 個別事業分野に関する課題

外国企業からの具体的政策提言の中で、個別事業分野に関する意見として出されたものは、以下のとおり。

### ① 医療・医薬品等

- ・ 在宅医療・遠隔医療に関し、診療報酬への適正な反映を含め、規制改革を進めるべき。
- ・ 医療に係る患者情報について、ビッグデータを活かせるよう、個人情報保護のルールを明確化すべき。
- ・ 医薬品開発にかかるPPP（公民連携）を促進すべき。
- ・ 新薬の発売後1年間は2週間分の処方しか認められず、患者・医師にとり大きな負担になっていることから、これを緩和すべき。
- ・ 海外で使われている新薬が日本で承認されるまでの期間（ドラッグ・ラ

- グ) はかなり短縮されたところであるが、更に短縮すべき。
- ・ E P A 交渉において、医薬品やワクチンの相互承認を行うべき。
  - ・ 医薬部外品の認可にあたり、日本独自のデータ提出が求められる。こうした点について、主要国との制度の整合化を進めるべき。

## ② 農業(酪農)

- ・ 生産者(農家等)が製品を販売する場合に、諸外国と同様に、農家が農協、あるいは事業者を自由に選べるようにするほか、価格を個別交渉で決めることができるようにするなど、自由度を高めるべき。
- ・ 日本からの乳製品の輸出に向けた制度整備等を進めるべき。具体的には、
  - － 特区制度の拡充による外国企業の参入条件の緩和
  - － 外国企業を含めたジョイント・ベンチャーやコンソーシアムの設立のサポート
  - － 輸出向けの工場を視野に入れたインフラ整備
  - － 輸出時のプロセスの更なる簡略化
- ・ 酪農に関して企業化を進めること等により、後継者の持続的育成を進めるべき。
- ・ 酪農先進国との技術交流等を進めるべき。
- ・ コストの安い放牧中心の酪農に転換すべき。

## ③ 食料品

- ・ 食品類の賞味期限・安全基準など日本独自の規制・ルールも多い。こうした規制・ルールについて国際標準とのハーモナイゼーションを推進すべき。

## ④ エネルギー

- ・ エネルギー基本計画で、エネルギーミックスに関する数値目標・達成期限等を早期に決定すべき。その際、投資の意思決定になるよう、透明かつ継続性のある数値を設けるべき。
- ・ 風力発電に関する環境影響評価の手続を現在の 3-4 年から諸外国並みの 18 か月程度に短縮化すべき。

## ⑤ 観光・ホテル

- ・ 交通標識の多言語化、外国人観光客にとって親切な街作りをすべき。
- ・ Wi-Fi を使える場所を増やすとともに、海外の携帯電話のローミングを可能にすべき。

## (6) 対日直接投資に対する支援・優遇策

- ・ アジア拠点化立地推進事業費補助金による優遇措置の対象を、アジア拠点

化と研究開発施設に限らず、日本に初めてオフィスや施設を設置する企業にまで拡大すべき。

- ・ 同補助金の申請にあたっては、十分な応募期間を確保すべき。
- ・ J E T R Oにおける更なる取組みとして、ワンストップサービスの強化を進めるとともに、次のような点を強化すべき。
  - － 法的規制に関する詳細情報の提供の推進
  - － 行政手続に関し、関連する政府部局と円滑に連絡を取れるようにするための支援
  - － 新規資本や新規市場を必要としている日本の国内企業(特に中小企業)への海外の投資家のアプローチの促進
  - － 日本の国内銀行からの資金調達の支援

#### (7) 日本の魅力の発信

- ・ 総理や閣僚等のトップレベルにより、日本におけるビジネス環境の良さをより積極的にPRをすべき。
- ・ 都道府県や市町村等の地方自治体が海外事務所等を通して個別にPR活動を行っているが、より効果をあげていくためには、国がネットワークを活用して主導的に海外現地でのPR活動に取り組んでいくべき。
- ・ 国内外におけるPR活動強化の観点からも、基礎情報としての対内直接投資統計(外資系企業の売上、輸出入額、R&D支出額等)を充実させるべき。